

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H27.06.05 H27.04.28 H27.04.14、H26.05.29 H26.01.27
-------------	-------------	--

検討課題	35	政策の立案及び提言のあり方について	
区分	Ⅱ－C		
関連条例内容	<p>(政策の形成及び提言) 第15条 議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。</p>		
検討内容	・政策検討会議（仮称）設置の検討		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員協議会規程の第6条協議事項で、(1) 市政における基本的な計画の策定、現行の計画の大幅な変更及び新しい制度の導入等に関するもの</li> <li>(2) 議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの</li> <li>(3) 議員提出議案、政策提言等議員間討議を必要とするものと規定している。</li> <li>・ 第2条所掌事項では、全員協議会は、市政の課題、議会運営等に関し、議員間の自由討議を通じ共通認識の醸成に努め、もって議会機能の向上を図るものとする。</li> </ul> <p>ただし、本会議又は委員会等に委任する事項については、理解度を高めるものであって、合意を得るものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等を議論する場として、全員協議会に変わる、議会として結論が得られるような新たな場づくりについての議論を行う。</li> <li>・ 議会報告会での市民からの意見に対して議会での集約の場としての機能も持たせられないか。</li> <li>・ 各種団体との懇談会での意見集約の場としての機能を持たせられないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策検討会議（仮称）設置の検討</li> <li>・ 全体会議の他に、より詳細な議論を行う分科会の設置を検討。常任委員会をこれに当てる。</li> <li>・ 運営要綱とについては事務局にて作成後確認。</li> <li>・ 会議の設置に当たっては、全員協議会規程の一部改正が必要。</li> <li>・ 新たな組織の設置について、各会派の意向は設置に前向きであるので、新たな組織の協議事項、全員協議会とのすみわけ等について、会派代表者会議に検討を委ねることを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日）</li> <li>・ 重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等を議論する場を設置する方向で、改選後、新体制において議論することを確認（平成26年8月28日会派代表者会議）</li> </ul>

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>と規定されており、討議は行いうが、共通認識の醸成に努め、合意を得るものではないとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの点から、全員協議会は、重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等は議会として何らかの結論は引き出せない会議となっている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策検討会議（仮）の設置について、各会派から意見を集約し協議。（平成27年2月18日第28回検討部会）</li> <li>政策検討会議（仮）の設置については、新たな組織を設けるのではなく、全員協議会を活用することを確認。（平成27年4月14日第29回検討部会）</li> <li>全員協議会において全員協議会規程の一部改正案について協議。（平成27年4月20日）</li> <li>政策検討会議（仮）の設置については、新たな組織を設けるのではなく、全員協議会を活用することを確認。（平成27年4月14日第29回検討部会）</li> <li>全員協議会において全員協議会規程の一部改正案について協議。（平成27年4月20日）</li> <li>全員協議会において全員協議会規程の改正案を確認し、全員協議会の下部組織として政策検討部会を設置することを決定。また、議会改革推進会議においても全員協議会での決定事項を確認し、完了とする。</li> </ul>